

通商弘報

No.17795

平成 24 年 (2012 年) 12 月 21 日 金曜日

今日の内容

特集: アラブの春以降の中東諸国の情勢変化

「政教分離」で中道を目指すー与党第 1 党アンナハダ党首インタビューー (チュニジア)..... 13

アジア・オセアニア

(中国・ブルガリア)BYD が電気バスを生産へーアジア企業の欧州ビジネス戦略 (自動車)ー 4

(中国)労働力不足と高失業率の併存が今後も続く恐れー中国国家計収支調査(CHFS)ー 9

(シンガポール)国際画廊集積拠点に日系大手画廊が進出

ー現代美術取引市場の成長力に期待ー 5

(インドネシア)製造業を支える裾野企業の出展目立つ

ー総合機械見本市「マニュファクチャリング・インドネシア」ー 6

北米・中南米

(メキシコ)肥満と糖尿病への懸念で消費市場に変化 15

欧州・ロシア・CIS

(欧州)EU が欧州単一効特許の創設に最終合意ー早ければ 2014 年 1 月に発効ー 1

(EU・ユーロ圏)ユーロ圏の消費者物価上昇率は 2.2%へ低下ーEU27 カ国も 2.4%にー 12

(スウェーデン)エンバイロテイナー、医薬品向け特殊コンテナのリースで攻勢

ー欧州中堅・中小企業の国際化戦略を探るー 7

(スウェーデン)解雇通告が急増、好調だった経済に陰り 10

中東・アフリカ

(エジプト)シャープ、2013 年 8 月から冷蔵庫を現地生産 3

(チュニジア)「政教分離」で中道を目指すー与党第 1 党アンナハダ党首インタビューー 13

通商公示 19

©2012 日本貿易振興機構 無断転載を禁じます。

EU が欧州単一効特許の創設に最終合意(欧州)

ー早ければ 2014 年 1 月に発効ー

デュッセルドルフ事務所

欧州議会は 2012 年 12 月 11 日の本会議で、欧州単一効特許(単一特許)と統一特許裁判所の法的枠組みのパッケージを賛成多数で採択した。前日の EU 競争担当相理事会でも既に承認されており、年内の理事会での正式採択を経て、今後正式に EU の規則として成立することになった。数十年以上にもわたる議論の末にこぎつけた合意により、早ければ 2014 年 4 月にも最初の単一特許が認められると期待されている。

＜現行制度は出願人に大きな負担＞

現在の欧州特許は、欧州特許条約(EPC)の枠組みで、欧州特許庁(EPO)において出願や審査が一元的に行われている。しかし、EPO が特許査定を判断した後の登録は、出願人が指定する各 EPC 締約国において別々に行わなければならない、大きな管理負担が生じている。加えて、特許権を行使しようとする際には、原則として各国において別々に裁判手続きを行う必要があり、訴訟コストの増大などの問題が指摘されている。また、一部の国を除いて、各 EPC 締約国の公用語へ明細書全文を翻訳しなくてはならず、翻訳コストも出願人の大きな負担となっている。

＜イタリア、スペインを除く 25 カ国で導入＞

今回採択された単一特許の制度は、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国の間で単一的な効力が与えられるもの。そして、新たに創設される統一特許裁判所は、単一特許のみならず、従来型の欧州特許についても専属管轄を有することとされている。一方、出願から審査までの手続きについては、従来型の欧州特許と同様に、英語、ドイツ語またはフランス語で、EPC に準拠して EPO で手続きが行われる。また、移行期間後は、紛争が生じた場合などを除き、原則として各国公用語への翻訳は不要となる。

なお、この移行期間は、高品質な機械翻訳が利用可能になるまでとされているが、EPO の提供する機械翻訳の無料サービスでは、既に 14 の欧州言語が利用可能であり、2014 年末までに EPC 締約国の 28 の公用語をカバーする予定で開発が進められている。

新制度の発効後は、各国特許庁に出願する国内特許と、従来型の欧州特許に加えて、新たに単一特許の制度が併存し、出願人はどの制度を利用するかを選択することになる。単一特許は、従来型の欧州特許と同じ手続きにより EPO で特許査定を受けた後、1 ヶ月以内に単一効の付与を申請することにより登録される。

＜数十年にわたる議論を経て合意＞

欧州における共通の特許を目指す取り組みは、既に 1960 年代から始まっていた。数十年にわたる議論の末に幾多の困難を乗り越えてようやく合意にこぎつけたが、最大の問題は翻訳言語だった。2011 年 3 月、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国は、27 の全ての EU 加盟国によって単一特許を創設することを断念。欧州委の提案に基づき(2010 年 12 月 27 日記事参照)、9 加盟国以上の参加による「強化された協力(Enhanced Cooperation)」の仕組みに基づき、先行統合を進める方針を決定した。これにより議論が大幅に前進することとなった。

また、統一特許裁判所の第 1 審裁判所の中央部の設置場所についても、調整が難航していたが、2012 年 6 月の欧州理事会(EU 首脳会議)の決定によって、パリを中央部としつつも、ロンドンとミュンヘンを支部とすることで妥協が図られていた(2012 年 7 月 12 日記事参照)。

単一特許および統一特許裁判所の創設については、(1)単一特許規則案、(2)単一特許の翻訳言語規則案、(3)統一特許裁判所協定案、の 3 つの法的枠組みがパッケージとして議論されてきた(2011 年 4 月 20 日記事参照)。今回成立することとなった単一特許規則および翻訳言語規則は、統一特許裁判所協定(国際条約)と同時に発効することになっている。この協定は、各国が署名した後、英国、ドイツ、フランスを含む 13 カ国の批准によって、早ければ 2014 年 1 月に発効する予定。しかし、2013 年に総選挙を控える国もあり、各国の議会の動向が注目される。

＜イタリア、スペインは言語問題で裁判所に提訴＞

現時点でこの単一特許の制度に参加していないイタリアとスペインは、今後いつでも参加することが可能だ。しかし、両国は、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする翻訳言語規則が EU 条約に照らして適法でないとして、2011 年 5 月、EU 司法裁判所(CJEU)に提訴している。仮に CJEU がこの主張を認める判決(注)を最終的に下した場合、翻訳言語問題についての議論が振り出しに戻る可能性も否定できない。

また、新設される統一特許裁判所の信頼性も課題とされている。統一特許裁判所は、単一特許のみならず、従来型の欧州特許についても専属管轄を有するが、合議体は多国籍の判事で構成されることになっており、主要国以外には特許訴訟経験の少ない判事も多い。判事の選出基準や判事に対する研修についても強い関心が集まっている。なお、発効日後 7 年間は、従来型の欧州特許については、統一特許裁判所の管轄からの除外(opt-out)を申請することができ、この場合は国内裁判所の管轄となる。

さらに、単一特許の維持費や、統一特許裁判所で裁判を実施するための手数料についても、具体的な金額は明らかになっていない。どの程度のコスト削減が実現されるのか、今後の議論の動向を注意深く見守る必要がある。

なお、詳細はジェットロの特集「欧州単一効特許と統一特許裁判所の創設へ向けた議論の現状と今後の展望」(欧州知的財産ニュース Vol.53)を参照のこと(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120906.pdf>)。

(注)CJEU の法務官は 2012 年 12 月 11 日、イタリアとスペインの訴えを棄却すべきという意見を公表しているが、この意見は CJEU の判事を拘束するものではない。

(田名部拓也)

シャープ、2013 年 8 月から冷蔵庫を現地生産(エジプト)

カイロ事務所

シャープは 12 月 11 日、エジプト家電大手エルアラビと、現地での冷蔵庫の生産・販売で提携すると発表した。需要に見合った商品を製造して市場シェアの拡大を狙うほか、中東、アフリカの周辺諸国への輸出も視野に入れている。2013 年 8 月に生産を開始し、2016 年には年間 30 万台の生産を予定している。

<既にエアコンで提携の実績>

シャープはエルアラビと、シャープブランドのエアコンの生産・販売で既に提携関係にあり、2004 年からエアコンの生産を開始している。今回はカイロ北部のクエスナー工業団地にあるエルアラビの工場に新たに 2 万 8,000 平方メートルのラインを設け、2013 年 8 月から、エジプトで最も需要の大きい 340 リットル級の中型冷蔵庫の生産を開始する。現地生産である点や、最新のデザインと性能で競合他社との差別化を図り、高い顧客満足度の獲得を目指す。今後はシャープが得意とするプラズマクラスター技術搭載の冷蔵庫の生産も行い、2016 年には年間 30 万台の生産を予定し、従業員数は 750 人規模となる見込みだ。

エジプト中央銀行によると、一連の政変で 2011 年通年の失業率は 12%と前年 2010 年の 9%を上回る中、現地企業との提携で行う生産により、雇用創出にも寄与するとしている。シャープにとっては、タイ、中国、インドネシアに次ぐ、4 カ所目の冷蔵庫生産の海外拠点となる。

<中東・アフリカ諸国への輸出も狙う>

シャープは、人口の増加に加え、若年層が多い中東・アフリカ地域を、重要な消費市場とみている。これまでは、タイの自社工場から同タイプの冷蔵庫を輸入し、市場の潜在性を探ってきた。エジプト国内で生産して輸送コストを削減し、現地で部材を調達して価格競争力を高め、中東・アフリカ諸国への輸出も視野に入れている。提携関係にあるエルアラビは、エジプト国内各地に販売・サービス拠点をもち、消費者のニーズを把握し、アフターケアを展開しているので信頼性が高いほか、アフリカなど

近隣諸国への輸出実績も多い。

さらにシャープは、マレーシアの自社工場からの輸入品である 80 インチの液晶テレビの新商品を発表した。より良い生活を求めて一連の政変を支持した人々に対し、一層生活を楽しむための選択肢の 1 つとして、現在の 60 インチ、70 インチに加え、より大画面での臨場感のある映像鑑賞を提案している。政変後も、製造拠点、消費市場、輸出拠点としての魅力を兼ね備えるエジプトでの事業拡大を印象付けた。

このところ、エジプトの家電市場への外国企業の進出が目覚ましい。東芝は 2011 年にエルアラビと合弁事業で液晶テレビ工場の操業を開始し、韓国のサムスン電子も 2013 年にカイロの南に位置するベニスエフにテレビ工場を新設する予定だ。そのほか 2011 年にスウェーデンの家電メーカー、エレクトロラックスが、国内市場と周辺国への販路を持つ現地大手家電メーカーのオリンピックグループの株式を取得するなど、世界の家電企業がエジプトを拠点とした中東・アフリカ地域での事業拡大を図っている。

(薮中愛子)

BYD が電気バスを生産へ(中国・ブルガリア) —アジア企業の欧州ビジネス戦略(自動車)—

ウィーン事務所

中国の自動車メーカーの比亞迪汽車(BYD)はこのほど、ブルガリアのエネルギー大手のブルミネラルと電気自動車を生産するため合弁会社を設立することで合意した。ブルガリアへの中国自動車メーカーの進出は、2012 年 2 月に生産を開始した長城汽車に続き 2 件目となる。

<BYD 初の海外合弁会社>

BYD とブルミネラルは 12 月 12 日、合弁会社オート・グループ・モーターズを設立し、ブルガリアの首都ソフィアから西に 50 キロ離れたブレズニクに電気バス生産工場を建設することに合意したと発表した。BYD が国外で電気バス製造の合弁会社を設立するのは初となる。

BYD のウェブサイトに掲載されている新華社通信の報道によると、合弁会社への出資比率は 50% ずつで、ブレズニク工場では電気自動車と電気バスの生産を予定している。生産能力は3ヵ月後に明らかになるが、電気バスについては月 40~60 台という。また、当面は自動車とバスの生産となるが、将来はバッテリーや発光ダイオード(LED)ライトなど BYD が扱う製品全体の生産にまで規模が拡大される可能性があるという。ブレズニク町のウズノフ町長は、工場の新設により同町が抱える失業者問題の改善につながると歓迎の意を表明している。新工場では当初 150 人が雇用される見通しだ。

BYD によると、欧州ではオランダ、デンマーク、フィンランドから電気バスを受注した実績があり、オランダのフリースランド州が実施した入札では他の欧州メーカーを抑えて電気バス6台の納品と15年間のメンテナンス・技術サポート業務を受注している。

<相次ぐ自動車メーカーの進出>

本件は、2012 年 2 月にブルガリア北部の都市ロベチで自動車の組み立て生産を開始した長城汽車に続き 2 件目の中国自動車メーカーのブルガリア進出となる。また、ブルガリア投資庁によると、ウクライナのリビブバスプラント(LAZ)が中部の都市ガブロボで 600 人以上を雇用してバスとトロリーバスの組み立てを開始すると発表しており、長城汽車の生産開始まで長らく自動車が生産されていなかったブルガリアの自動車産業が活気づいてきた。

(鷲澤純、高田明容)

国際画廊集積拠点に日系大手画廊が進出(シンガポール) —現代美術取引市場の成長力に期待—

シンガポール事務所

現代美術品を扱う国際的画廊の集積拠点「ギルマン・ビレッジ」が 2012 年 9 月、首都郊外にオープンした。近年、アジアの富裕層の急速な拡大により、投資資産としての美術品に注目が集まっている。ギルマンに進出した日系の画廊を含む画廊経営者は、アート市場の将来性に手応えを感じている。市場の展望などについて話を聞いた。

<政府主導でアートビジネス振興>

都心部から車で 15 分ほどの郊外にある英国植民地時代の英軍施設が改修され、「ギルマン・ビレッジ」として 2012 年 9 月 15 日にオープンした。現在、日本やインドネシア、中国、韓国、米国など 10 カ国から、13 の画廊が拠点を構える。この中には、オオタファインアーツ、小山登美夫ギャラリー、ミヅマアートギャラリーの日本の 3 画廊も含まれる。2013 年には、日本の著名な現代美術家、村上隆氏の画廊「カイカイキキギャラリー」もオープンを予定しており、ギルマンは東南アジアの一大アート取引拠点となることを目指している。

ギルマンの開発を手掛けたのは、経済開発庁 (EDB)、工業団地の開発・運営を管轄する政府機関 JTC と、文化コミュニティー青年省 (MCCY) 管轄下の芸術協議会 (NAC)。開発費は約 1,000 万シンガポール・ドル (Sドル、1Sドル=約 69 円)。EDB は石油化学や電子、製薬など工業分野を中心に外資企業の誘致を推進してきた投資誘致の政府機関で、2010 年に現代美術界に造詣の深い人材をギルマン開発のディレクターとして招き、アートというシンガポールにとっては新しい分野のビジネスの振興を積極的に進めている。政府が中心となって美術品取引を振興する背景には、シンガポールや近隣諸国の富裕層の急速な拡大がある。近年、税制面で有利なシンガポールに拠点を移す世界的な資産家も増えており、投資資産の 1 つとしてのアート作品に注目が高まっている。

<ギルマンの知名度を高めるのが課題>

ギルマンに拠点を置いた日系画廊の 1 つオオタファインアーツは、海外に画廊を開設するのは初めてだ。同画廊の金子泰子ディレクターは海外進出について、「日本だけではサバイバルできない。魅力的な作家も東南アジアに現れている」と説明。東南アジアの周辺国へのアクセスも良く、美術館の整備なども行き届いているシンガポールを海外初進出の地として選んだ。同画廊では現在、日本の前衛芸術家、草間彌生の作品を展示しているが、日本の作品を紹介するだけでなく、シンガポールを拠点に東南アジアの新たなアーティストを発掘して日本に紹介していく方針だ。

小山登美夫ギャラリーも海外初進出。同ギャラリーの渡邊大輔氏によると、進出を決めたのは「シンガポール政府が誘ってくれたのが大きな要因」という。渡邊氏は国際的な画廊を集積するという試みについて、「あるギャラリーを訪れた客が別の画廊を訪れるなど、販売の相乗効果は大きい」と評価している。オオタファインアーツの金子氏も「東京・新宿のアートコンプレックス・センターのように画廊が集まる場所は、お客さまだけでなく、画廊側としても魅力的だ」と語る。

ギルマンは約 6 ヘクタールほどの用地内に、1930 年代に建てられた軍の施設が分散しており、入居画廊は現在、それぞれ改修した施設内で営業している。入居画廊には、相場よりも割安で同スペースを借りられるというメリットがあるほか、ギルマン全体の当初の広報費は EDB が負担しているという。しかし、ギルマンの存在自体、国内でもあまり知られておらず、画廊を訪れる客は数人にとどまる日もあるという。ギルマンの知名度をどう向上させていくかが現在、入居画廊にとって最大の課題だ。

＜アート市場成長の潜在力は日本以上＞

ニューヨークで 30 年にわたり画廊を経営後、シンガポールに拠点を移し、2011 年 5 月 18 日に「イッカン・アート・ギャラリー」をオープンした眞田一貫氏は「ギルマンは美術市場を形成していく上で、ポジティブなステップだった。しかし、画廊が 13 軒集まったから、市場ができたわけではない」と指摘し、実際の売買が成立していくには一定の時間がかかるとの考えを示した。

眞田氏によると、シンガポールに画廊を移す契機となったのは、2010 年 5 月にオープンした美術品や貴金属を専門に保管する「シンガポール・フリーポート」だという(2011 年 9 月 5 日記事参照)。同施設は空港施設内にあり、国内のバイヤーに売却されない限り、施設内での取引は無税となる。同施設を利用するメリットは、税関への申告の際に詳細な商品内容と価値の記載が不要で、取引の機密性も完全に保たれるという点だ。眞田氏はフリーポートを見て、「政府はビジネスに理解があり、富裕層を引きつける政策もあり、美術品市場を形成していく上でプラスになると思った」と語った。

眞田氏はシンガポールの美術品市場について、「(アート市場としての将来性に)手応えを感じている」と強調する。同氏によると、シンガポールには数億円単位で作品を購入するコレクターがいるが、これまでそうしたコレクターが作品を購入できる画廊が国内にはなく、海外のオークションで購入していたという。同氏の画廊では主に、国際的に評価が確立した一流美術家による芸術作品を扱っている。2011 年 5 月のオープン時の展覧会では、アンディ・ウォーホルやフランク・ステラ、草間彌生、村上隆ら戦後の欧米・日本の代表的な芸術家の作品を並べ、非常に注目された。

小山登美夫ギャラリーの渡邊氏は「ギャラリーを東京で創立した 1996 年には、現代アートの取引市場は日本では皆無だったが、10 年で市場は変わった」と述べた。シンガポールは現在、日本の 1990 年代の状況に近いという。オオタファインアーツの大田秀則氏も「富裕層が多い。日本よりも市場の伸びる余地は大きいと思う」とシンガポールのアート市場の成長力に期待を寄せている。

(本田智津絵)

製造業を支える裾野企業の出展目立つ(インドネシア)

ー総合機械見本市「マニユファクチャリング・インドネシア」ー

ジャカルタ事務所

2,400 社が参加する国内最大の総合機械見本市「マニユファクチャリング・インドネシア 2012」が 2012 年 12 月 5 日から 4 日間、ジャカルタで開催された。堅調な経済成長を受けて、今回は出展スペースを大幅に拡大し、インドネシア市場での販売促進・新規参入を目指す国内外の多くの企業関係者でにぎわった。期間中の総来場者数は約 2 万 6,000 人を記録した。

＜日本からの出展は前年を約 50 社上回る＞

日本からは、ジェトロのジャパンパビリオンに出展した 20 社のほかにも、単独出展、現地代理店を通じた出展など、前年を約 50 社上回る合計 196 社が出展した。単独出展企業が増えたことに加えて、2011 年は出展していなかった現地代理店が軒並み出展したことが大幅な増加につながったようだ。ジェトロブースにも多くの日本人ビジネスパーソンや視察団が立ち寄った。

投資調整庁(BKPM)のデータによると、外資による金属・機械・電機分野への投資は、2010 年の 5 億 8,900 万ドルから 2011 年は 17 億 7,300 万ドル、2012 年(1~9 月期)は 12 億 8,400 万ドルに達している。これに伴い、材料・資本財の輸入が伸びていることも今回の盛況に反映したようだ。

日本からも製造業を支える裾野産業関連の出展が目立った。各種歯車を製造する K 社は、2011 年

の初出展を機に、総代理店、販売店網を整備。今回は販売店による販売活動を促進するために出展した。前年の来場者などに事前アプローチを重ねた結果、多くの顧客が図面持参で訪れ、ブース内で具体的な商談に入るなど、効率的な営業活動が行われた。日本からの製品発送を特定日に集約し、輸送費を削減するなどの工夫に富んだ戦略を掲げてインドネシア市場に本格参入する構えだ。

産業用ホースメーカー T 社も現地代理店と相談の上、工場のエンジニアクラスが例年多く来場することに注目、同社製品使用による工場の操業コスト削減効果を PR するための実演で来場者にアピールした。こうした工夫を凝らす企業に多くの来場者が集っていた。インドネシアでは、賃金上昇カーブがこの 1~2 年は顕著なので、省人化対策として工場の生産設備、付帯設備の高性能化が始まっており、日本製の高スペックの製品にも理解を示すローカルユーザーも徐々に現れている。これに伴って、いったんは第三国メーカーに取引先を変えたユーザーの中にも、日本メーカーとの取引を再開したケースなどもあるという。この展示会でも、日本同様に存在感を示す韓国や台湾企業などとのコスト競争が厳しいことは言うまでもないが、技術・サービス面での優位性、例えば工作機械では競合品と比べた操作性、保守性などの長所を強くアピールすることが重要なポイントのようだ。

<現地パートナーとの連携がポイント>

前述のように、現地をよく知るパートナー企業が現地事情に沿っていろいろな要望を小まめに提案してくるタイプの場合は、日本側メーカーも現地事情を把握することができ、パートナーと一体となりインドネシア市場への戦略を立て対応することが可能だ。一方、現地のパートナーがいるものの、製品の市場シェアや販売先などの開示が不十分なケースなどでは、本来の市場性がより大きいのではないかと考えから、代理店に頼らずに単独出展を行い、直接マーケットの感触をつかもうとする企業も複数あったようだ。

展示会の来場者は、セットメーカーや部品メーカーの技術、購買、開発部門、メカニカルワークショップ、技術系の教育機関、技術系学生など多彩だった。外国メーカーのインドネシア側でのカウンターパートになろうと考える輸入・流通業者の割合が非常に高く、出展企業にとっては、適切なパートナー選びが出展後の大きな課題になるとみられる。ジャパンパビリオンに出展した企業各社から回収したアンケートからも、大手から中小までさまざまな輸入・流通業者がジャパンパビリオンに立ち寄っている様子がうかがえ、日本ブランドへの関心が一定の高さを保っていることが見て取れる。インドネシアは国土も広く、ビジネス慣習なども各地方、業界により大きく異なるといわれる。価値観・目標を共有でき、相互に信頼し合えるパートナーを探し、一体となって事業展開することが求められるようだ。

(間下悟志、吉田雄介)

エンバイロテイナー、医薬品向け特殊コンテナのリースで攻勢(スウェーデン)

— 欧州中堅・中小企業の国際化戦略を探る —

ストックホルム事務所・欧州ロシア CIS 課

特殊コンテナのエンバイロテイナーは、近年はリース事業に特化、世界の医薬品メーカーや航空貨物キャリアおよびフォワーダーに「プッシュ型」「プル型」の果敢なマーケティング攻勢をかける。同社のグスタフ・リュンググレン最高経営責任者(CEO)に聞いた(11 月 15 日)。

<温度調整機能付きコンテナを開発>

エンバイロテイナー(Envirotainer、本社:ウプサラ県クニフスタ市)は、従業員約 150 人(このうちスウ

エーデンでの雇用は約90人)の中小企業で、医薬品向け温度・湿度管理機能の付いた特殊コンテナというニッチ市場では世界最大手を自負する。医薬品(原液含む)やワクチンは常温管理が欠かせず、輸出時や研究開発拠点間の搬送時など遠隔地間を航空輸送する場合、貨物の温度・湿度調整ができる同社の特殊コンテナが必要となる。

同社の推定では、世界に流通している同社の特殊コンテナ(リース品)は約4,000個、年間でそれらのコンテナが運ばれる国・地域は100を超えており、取り扱い貨物は500億ドル相当に及ぶという。医薬品産業では2~8度での搬送貨物の温度管理が一般的で、同社はコールドチェーン・マネジメントと呼んでいる。

同社の設立は1985年で、1995年に温度調整機能の付いた特殊コンテナを開発。主要な航空貨物サービス(キャリア)事業者に対するリースを1996年から始めた。2002年には経営方針として、医薬品と高級品(高級生鮮食品やレンズなど)の航空貨物に特化したリース事業を展開することを決めた。

同社のCEOを2012年5月から務めるリュンググレン氏によると、海運や陸送分野を扱わない理由は「航空分野以外の貨物は繊細な温度調節よりも物量をこなすことの優先度が高いため、当社のような中小企業には向かない」としている。また、「そうした分野は競争が激しく、品質よりも価格が優先されるため、高付加価値化を追求する当社としては取り組みにくい」という。

2005年には米国の輸送用冷蔵設備大手サーモキング(米国の産業機械複合企業インガソール・ランド傘下)との提携で新モデル「RKN e1」の開発・生産に着手した。旧タイプのコンテナは熱交換機とドライアイスを利用した温度調整だったが、充電式の新モデル「RKN e1」はドライアイスを使わず、0~20度の間を空調システムで温度調整できる。同社の高付加価値化戦略はますます明確になっている。

<世界のほとんどの主要航空貨物キャリアと取引>

こうした技術革新を通じて同社が取引関係を結ぶ航空貨物キャリアには、スカンジナビア航空(SAS)カーゴ(SU)、カーゴルクス(CV)、KLMカーゴ(KL)、アメリカン航空カーゴ(AA)、エア・カナダ・カーゴ(AC)、キャセイ・パシフィック航空カーゴ(CX)、シンガポール航空カーゴ(SQ)など、ほとんどの主要航空貨物キャリアが含まれる。特にアメリカン航空カーゴは「エクスぺダイトTC」という保冷輸送の新サービスに、エンバイロテイナーとの提携を打ち出して事業展開している。

<アジアでの事業基盤を強化>

ここ数年のエンバイロテイナーの売上高は5,000万~7,000万ユーロと、中小企業の中では生産性が高いといえる。ここ数年は20%程度の成長を毎年続けている。売上高のほぼ100%が輸出によるもので、主要な航空貨物キャリアがある地域に同社が事業展開するのは自然だった。同社の事業ネットワークは、欧州の航空サービスの中心地フランクフルト(ドイツ)、米国・航空産業の集積地ダラス(人員:15~20人)、そしてアジア大洋州はシドニー(オーストラリア)という世界3極体制だった。しかし、アジアでの特殊コンテナ需要の拡大が急速に進み、より顧客にきめ細かなサービスを提供するため、2012年10月にはシンガポールにもサービス拠点(人員:4人)を設置した。

同社は日本では南海エクスプレスと2006年8月に総販売代理店契約を結んでおり、同社の特殊コンテナのリース事業を開始した。2010年3月には日本貨物航空(NCA)と「医薬品向け定温輸送サービス」の販売で提携すると発表している。

<「プッシュ」と「プル」併用のマーケティングを展開>

同社のビジネスモデルは2008年ごろ、特殊コンテナのリース事業に完全シフトしたため、コンテナの「製造業」から「サービス業」に転換している。リース事業の基本として、保守・修理サービス提供を重視している。また、顧客(特にフォワーダーなど)に対する特殊コンテナの取り扱いについての実務研修の実施、専門家に対する教育やコンサルティングなども事業として取り組んでいる。

リュンググレンCEOによると、「顧客は資産効率の観点で、高価な特殊コンテナについてはリースを

好む。しかし、リース化すると、頻繁にコンテナの損傷などが起こる。これらの状況を定期的に把握して、保守・修理する体制を整備しないと、品質第一の顧客ニーズには応えられなくなる」と指摘する。医薬品などの高品質が前提となっている商品分野はロジスティクス面でも、厳格な運用・管理が求められる。

このため、ストックホルム・アーランダ国際空港に近いクニブシュタの本社には、特殊コンテナの生産拠点(人員:25 人)も併設しており、コンテナの組み立て、破損したリース・コンテナの保守・修理なども行っている。同社の方針としては、コンテナの品質は極めて重要で、その製造・保守・修理などの工程は自社内で完結し、業務委託(アウトソーシング)などはしないという。また、同本社内には技術開発センターもあり、顧客ニーズを踏まえた次世代商品の開発や技術革新も担っている。

こうした状況は、同社にとってはプラスで、競争企業の参入はますます難しくなっていると、リュンググレン CEO はみている。損壊したコンテナの保守・修理、コンテナ取り扱い実務者向けのトレーニングなど、これらのソリューション提供は同社にしかできないサービスになりつつあるとも指摘する。同社は直接の顧客であるフォワーダーなどロジスティクス産業に対しては、前述のようなサービス提供を武器に「プル型マーケティング」を行う。これに対して、間接的な顧客である医薬品メーカー(バイエル、ロシュ、ファイザーなど約 400 社)には、同社の新技術や新サービスの積極的な提案を行う「プッシュ型マーケティング」で同社製品採用の有効性を説く戦略をとっている。

なお、同社はこうした巧みな国外への事業展開で、国内でも評価されており、2012 年 8 月にはスウェーデンの顕著な輸出貢献企業に贈られる「2012 年度のエクスポート・ヘルメス賞」を受賞している。

(三瓶恵子、前田篤穂)

労働力不足と高失業率の併存が今後も続く恐れ(中国)

－中国家庭計収支調査(CHFS)－

上海事務所

中国家庭金融調査・研究センターが 12 月 9 日に発表した中国家庭計収支調査(CHFS)によると、2011 年の都市部失業率は国家統計局の発表値の約 2 倍の 8.0%に達した。中高年や大学新卒者の失業率が高い一方で、出稼ぎ労働者を中心とする人手不足が長期化・深刻化する可能性もある。同時に発表した 2010 年のジニ係数は世界平均を大きく上回る 0.61 に達しており、所得格差是正の重要性を示している。

<若年層や中高年の失業率が高い>

中国家庭金融調査・研究センターは中国人民銀行と西南財経大学が 2010 年 4 月に共同で設立した調査機関で、四川省成都市の西南財経大学構内にある。同センターが発表した CHFS によると、2011 年の都市部失業率は 8.0%と、国家統計局の発表値(4.1%)の約 2 倍となっている。

とりわけ、若年層の就職難が浮き彫りとなった。21～25 歳の失業率は 9.6%で、そのうち高校・職業専門学校卒は 8.2%、短大卒は 11.3%、大卒以上は 16.4%と学歴が高いほど失業率も高くなる傾向がみられる。全年齢層を通してみた場合、高校・職業専門学校卒は 11.0%、短大卒は 4.1%、大卒以上は 2.8%と、学歴が高いほど失業率が低くなっているのとは対照的だ。これは高学歴の労働者が求められるポストでは、新卒者よりも即戦力となる就職経験者を求める企業が多いからだ。

中高年層の雇用状況も厳しかった。失業率は 26～40 歳では 5.5%だが、46～50 歳では 9.3%、51～55 歳では 16.4%と高くなっている。中高年層の多くは 1960～70 年代の文化大革命の影響で学歴

が低く、また、1998 年から始まった国有企業改革による新しい企業体制にも適応できておらず、再就職が難しい。

＜東部沿海地域で人手不足が長期化か＞

CHFS によると、2011 年の農民工(農村戸籍を持つ出稼ぎ労働者)は都市部労働人口の 40.9%を占めている。失業率は 3.4%にすぎず、都市戸籍労働者の失業率が 11.2%だったのとは対照的だ。農民工の 6 割近くは 16～35 歳の若者が占めており、建設現場や家事代行、ごみ処理、飲食業など、都市戸籍労働者が敬遠する肉体労働に従事する人が多い。

農村戸籍労働者の就業状況(2011年)

(単位:%)

年齢別	都市部での失業率	就業先の割合		
		都市部全産業	農村部農業	農村部他産業
16～25歳	4.7	43.6	16.4	40.0
26～35歳	2.5	42.3	21.1	36.7
36～45歳	2.9	34.7	38.1	27.2
46～55歳	2.8	29.6	52.3	16.0

(出所) CHFSを基に作成

16～35 歳の農村戸籍労働者の 4 割超は都市部で就業している(表参照)。しかし、農村部においても少子化・高齢化が急速に進んでいるため、農民工の都市部への大量移転は長くは続かないとみられる。特に外資企業が集中する東部沿海地域では、出稼ぎ労働者を中心に人手不足が長期化・深刻化する可能性もあると考えられる。

2012 年に入っても、高失業率と人手不足は解消されていない。CHFS の四半期ごとの追跡調査では、2012 年 6 月現在の都市部失業率は前年比 0.05 ポイント悪化し 8.05%となった。学歴別では中卒労働者の失業率が 1.8 ポイント改善し 9.6%となったものの、大卒以上では 1.3 ポイント悪化し(注) 3.6%となった。

加工貿易を中心とする労働者不足の一方で、高失業率がしばらく併存するとみられる。

＜ジニ係数が 0.61 に達し所得格差広がる＞

CHFS は失業率と同時に、所得格差を示すジニ係数も公表した。ジニ係数は社会の所得分配の格差を測る指標で、最小値の 0 に近づくとつれより平等となり、最大値の 1 に近づくとつれより不平等となる。中国のジニ係数は 2010 年に 0.61 となり、世界平均の 0.44 を大きく上回った。

ただ、2003 年のアルゼンチンのジニ係数は 0.55、1989 年のブラジルのジニ係数も 0.63 で、高度成長期にある途上国にはよくある現象という。なお、国家統計局が発表した 2000 年のジニ係数は 0.412 だった。国家統計局はこれ以降、ジニ係数を公表していない。

CHFS によると、所得格差を縮小するための政策のうち、法定最低賃金の引き上げや個人所得税率の調整などは調整効果が小さく、低所得層への補助金支出や年金の充実など政府が直接的に支援する政策の方が効果は大きいという。また CHFS は、長期的には教育費の投入により機会の不均等を減らす必要があると提言している。

(注) サンプル抽出方法の違いや、追跡調査の数値を一部で得られていないことから、前出の 2011 年の失業率(大卒以上)との比較にはなっていない。

(劉元森)

解雇通告が急増、好調だった経済に陰り(スウェーデン)

ストックホルム事務所

景気低迷がユーロ圏を中心に広がる中、安定した経済成長を続けていたスウェーデンだが、ここに来て景気に陰りがみえ始めた。2012 年夏以降、大量の解雇通告を行う企業が増え、国民や企業の将来への期待感も減退している。

＜一部の労組は給与削減を受け入れる方向に＞

大手製造業を中心に 2012 年夏以降、大量の解雇通告が続いている。通信機器大手エリクソンは全国で 1,550 人(うちストックホルムで 1,000 人)の人員削減計画を 11 月 7 日に発表した。製紙・パルプ大手スウェーデンのエンソは 10 月 22 日、新聞紙製造事業再編の一環としてヒルテ工場の製紙機械 1 台の稼働を停止し、140 人を解雇すると発表した。同業大手ホルメンも 10 月 2 日、ハルスタビーク工場の 3 台の製紙機械のうち最も古くエネルギー効率の悪い 1 台の稼働を停止するとして、230 人に解雇通告を行った。また、特殊鋼製造 SSAB は 2012 年第 3 四半期だけで 7 億 8,900 万クローナ(1 クローナ=約 12.8 円)の売上高減少を記録し、10 月 11 日、450 人を対象に解雇を通告したほか、解雇対象でない人員についても労働時間を 20%短縮するとともに、給与を 10%削減すると発表した。

11 月には、スカンジナビア航空[SAS、スカンジナビア 3 ヶ国政府が株式の 50%を保有(スウェーデン 21.4%、ノルウェー14.3%、デンマーク 14.3%)]の経営再建策に効果がみられないとして、銀行が融資に難色を示したことから、同社は倒産危機に陥った。しかし、20%近く給与削減などのコスト削減策を行うことで銀行側と折り合いが付き、倒産を回避した。

これまでみられなかった最近の傾向は、こうした給与削減を労働組合が認める方向にあることだ。しかし、一般的には依然として多くの労働組合が「レイオフはまだ意味があるとしても、給与削減で経営状態が良くなることはない」と給与削減策には否定的だ(「スベンスカダーグブラデット」紙 11 月 30 日)。

自動車産業では、クリスマスから新年にかけて従業員の休暇期間を延長するほか、レイオフをすることもまれではない。トラック・バス製造のスカンディアでは、クリスマスから新年にかけてと 2013 年 1 月に数日の国内工場の操業停止を計画している。

＜国立経済研究所の景気指数は 2 ヶ月連続低下＞

国立経済研究所(NIER)は 11 月 27 日、2 ヶ月連続で景況感指数が低下したと発表した。景況感指数は 10 月の 92.7 から 11 月には 86.0 と大幅に低下した。産業別では小売業が 2 ポイント上昇し 3.0 になったほかは軒並み下降し、最も不況感の強い建設分野は 2 ポイント減のマイナス 42 だった。家計は 10 月のマイナス 2.9 から 11 月はマイナス 7.3 と悪化した。国民は支出を控えて貯蓄に励んでおり、高価な投資財の購入を見送り、レストランやカフェなど比較的身近で安価な消費を増やしている。

しかし、市中銀行の経済アナリストは、今回の景気落ち込みは 2013 年半ばには回復するだろうと予測している(「スベンスカダーグブラデット」紙 11 月 30 日)。

＜政府は特別な対策を講じず＞

ボリイ財務相は 11 月 19 日にストックホルムで行った講演で、景気は確かに減速する気配をみせているが、9 月 20 日に発表した 2013 年度政府予算案の方針を修正するような段階には至っておらず、現在のところ、特別な経済的・社会的対策を講じることは考えていない、と述べた。

また、ノルマン金融相は 11 月 15 日、対外債務に関するスウェーデンの政策に変化はなく、着実に削減する方針を続行すると発表した。発表によると、スウェーデンの対外債務は 2012 年初めに 1 兆 1,580 億クローナだったが、2016 年末には 9,280 億クローナに減る見込みだ。GDP 比では現在の 33%から 2016 年は 21%になる。

景気が減速しているといっても、スウェーデンは EU 域内ではまだ成長率の高いグループに属している。2012 年第 3 四半期の前年同期比の実質 GDP 成長率は 1.3%で、ラトビア(4.8%)、リトアニア(3.2%)、エストニア(2.9%)、スロバキア(2.6%)、ポーランド(2.5%)に次いで第 6 位だった。

スウェーデンの景気減速は、主として輸出相手国の経済悪化によるものなので、従来そのような輸出の伸びの鈍化の時期に景気下支えの役割を果たしてきた国内需要活性化策を待望する声が上がっている。

(三瓶恵子)

ユーロ圏の消費者物価上昇率は 2.2%へ低下 (EU・ユーロ圏)

—EU27 カ国も 2.4%に—

デュッセルドルフ事務所

2012 年 11 月のユーロ圏 17 カ国の消費者物価上昇率(前年同月比)は 2.2%と、前月比 0.3 ポイント低下した。EU27 カ国も低下傾向が続き、前月の 2.6%から 2.4%へ低下した。

<2013 年にまた 2%を下回ると予測>

EU 統計局(ユーロスタット)の 12 月 14 日発表によると、ユーロ圏 17 カ国の 11 月の消費者物価上昇率は 2.2%で、11 月 30 日発表の速報値と同様だった(表参照)。

ユーロ圏の消費者物価上昇率は、2010 年 12 月に欧州中央銀行(ECB)が目安値としている「2%未満」(注)を 2 年ぶりに超え、その状況が 2 年間連続で続いている。

ECB は 2012 年 12 月 6 日開催の政策理事会で、政策金利を 5 回連続で 0.75%に据え置いた。消費者物価上昇率の中期的な動向に関し、ドラギ総裁は「インフレ率は 2013 年中、低下傾向が続き、また 2%を下回るだろう」と語った(2012 年 12 月 7 日記事参照)。同日発表の ECB のユーロ圏マクロ経済予測によると、ユーロ圏の消費者物価上昇率は 2012 年に 2.5%、2013 年には 1.1~2.1%と前回予測(2012 年 2.4~2.6%、2013 年 1.3~2.5%)から下方修正された。

国別にみると、これまでインフレ基調にあったギリシャが一転して低下し、0.4%と前月の 0.9%から 0.5 ポイント低下した。イタリアも 2.6%と前月比 0.2 ポイント低下した。一方、マルタは 10 月の 3.2%から 3.6%へ上昇した。ユーロ圏ではないハンガリー(5.3%)とルーマニア(4.4%)も低下傾向にあるが、依然として高い水準にとどまる。

EUおよび加盟国の消費者物価上昇率 (単位:%、ポイント)

	2011年 11月	2012年 10月	2012年 11月	前月比	前年 同月比
EU27カ国	3.3	2.6	2.4*	△0.2	△0.9
ユーロ圏17カ国	3.0	2.5	2.2*	△0.3	△0.8
ベルギー	3.7	2.6	2.2	△0.4	△1.5
ドイツ	2.8	2.1	1.9	△0.2	△0.9
エストニア	4.4	4.2	3.8	△0.4	△0.6
アイルランド	1.7	2.1	1.6	△0.5	△0.1
ギリシャ	2.8	0.9	0.4	△0.5	△2.4
スペイン	2.9	3.5	3.0	△0.5	0.1
フランス	2.7	2.1	1.6	△0.5	△1.1
イタリア	3.7	2.8	2.6	△0.2	△1.1
キプロス	4.0	2.6	1.4	△1.2	△2.6
ルクセンブルク	4.0	3.2	2.7	△0.5	△1.3
マルタ	1.7	3.2	3.6	0.4	1.9
オランダ	2.6	3.3	3.2	△0.1	0.6
オーストリア	3.9	2.9	2.9*	0.0	△1.0
ポルトガル	3.8	2.1	1.9	△0.2	△1.9
スロベニア	2.8	3.2	2.8	△0.4	0.0
スロバキア	4.8	3.9	3.5	△0.4	△1.3
フィンランド	3.2	3.5	3.2	△0.3	0.0
ブルガリア	2.6	3.0	2.7	△0.3	0.1
チェコ	2.9	3.6	2.8	△0.8	△0.1
デンマーク	2.5	2.3	2.2	△0.1	△0.3
ラトビア	4.0	1.6	1.5	△0.1	△2.5
リトアニア	4.4	3.2	2.8	△0.4	△1.6
ハンガリー	4.3	6.0	5.3	△0.7	1.0
ポーランド	4.4	3.4	2.7	△0.7	△1.7
ルーマニア	3.5	5.0	4.4	△0.6	0.9
スウェーデン	1.1	1.2	0.8	△0.4	△0.3
英国	4.8	2.7	n.a.	n.a.	n.a.

(注)*は暫定値。n.a.はデータなし。

(出所)ユーロスタット

<エネルギー関連が物価の上昇要因>

ユーロ圏の物価上昇率を項目別にみると、アルコール・たばこ(3.7%)、住宅(3.6%)と輸送(3.0%)が上位を占めた。一方、物価が低下した項目は通信(マイナス 4.1%)など。物価上昇の主因となった項目は、輸送用燃料(寄与度 0.14 ポイント)、電気(0.10 ポイント)とガス(0.08 ポイント)。物価抑制の要因は通信(マイナス 0.20 ポイント)、自動車(マイナス 0.06 ポイント)と金融サービス(マイナス 0.06 ポイント)だった。

(注)ECB は経済が物価安定の利益を十分に享受できる消費者物価上昇率の上限目標を 2.0%と設定し、それを下回る値になるよう金融政策を行っている。

(ゼバスティアン・シュミット)

「政教分離」で中道を目指す(チュニジア) — 与党第 1 党アンナハダ党首インタビュー —

パリ事務所

制憲議会与党第 1 党のイスラム穏健派「アンナハダ(再生)」のラシェッド・ガヌーシ党首は 11 月 30 日、ジェトロのインタビューに応じ、移行期のチュニジアの現状と展望を語った。同席した同党経済顧問でアジア投資・協力協会会長のハビブ・アウイリ氏は日本の質の高い投資に対し期待を述べた。

<革命の出発点の内陸部で高まる不満>

チュニジア革命後約 2 年が経過し、2011 年 10 月に国民選挙で選ばれた制憲議会が予定の任期 1 年を過ぎた。しかし、改革が遅れていることから、国民の間に不満が高まっている。特に同議会の与党第 1 党であるイスラム穏健派の「アンナハダ」に批判が集まっている。内陸部では労働争議が相次ぎ、労働組合が反政府・反与党の政治的動きの中心になる様相を呈してきている。ジェトロは 11 月 30 日に、首都チュニスにある同党本部でガヌーシ党首にインタビューを行い、チュニジアの現状と展望を聞いた。

チュニジアの現状について同氏は「独裁政治から民主政治に移行してまだ 2 年弱の現段階では、民主政治の経験不足から社会的・政治的問題が出るのは当然といえる。特に革命の出発点となった内陸部において、経済発展から取り残されて民主化の恩恵を受けていないという不満が高まっている。2 年という短期間で全てが解決するものではなく、時間が必要であるということを内陸部の住民に理解してもらう必要がある」とした。憲法改正と国会議員・大統領両選挙の実施時期に関しては、2013 年 6 月に行われる可能性が高いと述べた。

<進んでいる女性の社会進出>

イスラム政党としてのアンナハダに対する批判については、「宗教は個人生活の範囲に属し、国家は安全を保障することが役割だ。アンナハダは、イスラム穏健派政党として政教分離(ライシテ)の立場を取る。わが党は『中道』を目指し、左翼(労働組合に代表される反政府運動を指す)・右翼(イスラム過激派を指す)の両極に位置する勢力を中道に導くべく、対話を行っている」として、あくまでも対話を重視する穏健派の立場を強調した。また、イスラム教義の導入で男女同権の原理が脅かされるのではないかと懸念に対して、「チュニジアでは、女性の社会進出は十分に進んでおり、男女同権を覆す意思はない。国会での女性の比率も 26.6%でフランスとほぼ同等。女性議員数 58 議席のうち 67%に当たる 39 議席はアンナハダの女性議員によって占められている」として同党の民主性と男

女同権路線を強調した。

懸念されるイスラム過激派の台頭に関しては、「現在 200 人以上の過激派が投獄されている。数カ月前に 5~6 人のイスラム過激派サラフィストが警察と衝突し死亡するという事件が起きた。しかし、サラフィストの大半が暴力を否定し、法に基づいた活動を望んでいる」として過激派との対話の余地を示唆した。また、チュニジアでのテロの可能性に関しては、「(現在イスラム過激派の巣窟となっている)マリは、チュニジアと隣接していない上、チュニジアには現在テロリストは存在しない」と述べ、あくまでも過激派の抑制に成功していることを示唆した。

<治安は良く、経済も好転>

同氏は経済問題に触れて、他のアラブ諸国と比較した際のチュニジアの利点として、「寛容であること、平和であること、国民が団結していること、そして宗教問題がないこと」の 4 点を挙げた。また、「メディアが一部の過激派の行動を好んで取り上げるため、海外にはマイナスの印象を与えているが、一般的に治安が良い。年間 500 万人の観光客が依然として訪れていることがそれを証明している。革命が起きた 2011 年の GDP は 1.8%減だったが、2012 年は 3.0%の成長率を記録する見込み。失業率も改善し、12 年に入って 10 万人の新たな雇用が生まれた」として、経済が好転していると説明した。

さらに、「天然資源は乏しいが、戦略的な立地がチュニジアの強み。中産階級が存在し、高学歴者も多いことから文化的要求も高い。革命を成功させたことで、国民の間に期待感が強いことが国の原動力となっている」と強調する一方、「教育と労働市場をリンクさせるため、職業教育を強化する必要がある」と述べた。また、「(高学歴者の割合が高い一方で)農業・建設業で労働者不足が問題となっている。その解決にはアフリカ(フランス語圏のアフリカに限らずアフリカ全般)からの移民拡大を考慮している」と述べた。

<全方位経済外交を目指す>

「革命後、歴史的パートナーである欧州のみならず他の地域との間でも開放策が取られている。アジアでは、日本、韓国、中国をはじめ、あらゆるパートナーとの交流を歓迎する。これらのアジア諸国の成功例・経験から学ぶところは大きい」として、アジアとの関係強化を積極的に進めたい意向を示した。また、マグレブ 5 カ国(チュニジア、アルジェリア、モロッコ、リビア、モーリタニア)の連帯・協力を重視し、そのためアラブ・マグレブ連合(注)の連携強化と団結が必要という認識に立っているとした。

革命時にはチュニジアのモデルとしてトルコを挙げる論評が多かったが、同氏は「チュニジアのモデルはチュニジア自身。新しいチュニジアを建設する」として独自の発展への意欲を表した。

<「質の高い投資に期待」と経済顧問>

今回のインタビューに同席したアンナハダ党経済顧問のアウイリ氏はチュニジアアジア投資・協力協会(TAIC)の会長でもある。同氏は、チュニジアの経済展望と海外投資の誘引策を説明した。

チュニジアの今後の経済展望として、「南欧・北アフリカ・サハラ以南のアフリカ間の『プラットホーム』としての役割を担いたい」とし、「今後発展が期待されるセクターは自動車用ワイヤーハーネス、食品加工、リン鉱石の分野。リン鉱石に関してはガフサ以外にも埋蔵地が発見されており、投資の拡大が大いに期待できる」と説明した。

投資については、海外のいずれの国からも歓迎するとしつつ、「チュニジアは品質を重視する。EU ではドイツ、アジアでは日本の品質に注目している」と述べた。また、「チュニジアは天然資源が少ない小国。特定の国とのパートナーシップに偏ることのないバランス感覚も重視。欧州でいえば、ベルギーやスイスなどが果たしている役割を担う国として発展していくことを目指す」とした。加えて、「日本との交流は大いに期待する。経済面での協力を進めていく中で、相互理解を深めるための文化的なアプローチも必要。チュニスに日本文化センターを作ることも名案だ」と提案した。

<新投資法は 2013 年 1 月にも発効予定>

海外投資誘因策として、首相直轄の「外国投資家の家(House for foreign investors)」を開設する計

画がある。外国投資家にとって煩雑な行政手続きを 1 ヶ所にまとめる窓口(ワンストップセンター)を設けることで、手続きの簡素化を図る。また、1993 年発効の現投資法の改正が待たれているが、2013 年 1 月には新しい投資法が発効する予定だと述べた。

なお、TAIC は、アジアからの投資促進・連携強化を進める目的で、2013 年 5 月に「マグレブ・アジアフォーラム」の開催を計画しており、現在 ASEAN 諸国を中心に参加を要請中だという。アウイリ氏は、日本にもぜひ参加してほしいと述べた。

(注)アラブ・マグレブ連合(Union du Maghreb Arabe: UMA)は、1989 年に創設されたマグレブ 5 ヶ国経済協力機構で構成される。同じ歴史、文化を共有した背景から、連帯、発展、諸権利の保護を目的とし、加盟国間での関税および非関税障壁撤廃による自由貿易の促進、最終的には EU に類似した地域共同体の設立を目標に掲げている。本部はモロッコのラバト。しかし、西サハラ問題などの政治的行き違いから実際の影響力は極めて限られており、同連合の国家元首による会議は 1994 年以降開かれていない。

(渡辺智子)

肥満と糖尿病への懸念で消費市場に変化(メキシコ)

中南米課

炭酸飲料の消費が多く、甘いものが好きな人が多いメキシコでは、子どもから成人まで肥満が深刻な問題となっている。糖尿病患者も世界で 6 番目に多く、糖尿病はメキシコ人の最大の死因となっている。肥満や糖尿病に対する懸念の広がりは、消費市場に少しずつ変化を生み出している。食品や医薬品などの市場で、これらに配慮した商品やサービスが増加している。

<OECD 加盟国では米国に次ぐ肥満大国>

OECD のデータによると、メキシコは OECD 加盟国の中で米国に次いで 2 番目に成人の肥満(BMI30 以上、注)比率が高く、成人の 30%以上が肥満となっている。特に女性の数値が高く、子どもの過体重(BMI25 以上)も深刻だ(表 1 参照)。

保健省が約 6 年に 1 度実施している国民健康栄養調査(ENSANUT)によると、2012 年時点で成人の 38.7%が過体重、32.7%が肥満となっており、合計すると成人人口の 71.4%に達する(表 2 参照)。子どもや青年層の過体重・肥満も深刻で、5~11 歳の子どもの 34.4%、12~19 歳の青年で 34.9%が BMI25 以上とな

表1 OECD加盟国の成人肥満比率と子どもの過体重比率

(単位:%)

国名	成人肥満比率			子どもの過体重比率	
	男性	女性	全体	男性	女性
上位 1 位 米国	32.2	35.5	33.8	35.0	35.9
2 位 5 カ国 メキシコ	24.2	34.5	30.0	28.1	29.0
3 位 ニューゼーランド	26.0	27.0	26.5	28.2	28.8
4 位 カチリ	19.2	30.7	25.1	28.6	27.1
5 位 国 オーストラリア	25.5	23.6	24.6	22.0	24.0
OECD平均	16.6	17.2	16.9	22.9	21.4
下位 1 位 イタリア	11.3	9.3	10.3	32.4	30.9
2 位 ノルウェー	11.0	8.0	10.0	12.9	14.7
3 位 スイス	8.6	7.7	8.1	16.7	13.1
4 位 カ 日本	4.3	3.5	3.9	16.2	14.4
5 位 国 韓国	3.6	4.1	3.8	16.2	9.9
参考 中国	2.4	3.4	2.9	5.9	4.5
インドネシア	1.1	3.6	2.4	n.a.	n.a.
インド	1.3	2.8	2.1	20.6	18.3

(注)調査時点は2009年、あるいはそれ以前の最新のデータ入手時点。子どもの「過体重」比率はBMI25以上の子どもの比率でBMI30以上の「肥満」も含む。「子ども」の年齢層の定義は各国で異なる。

(出所)OECD Health Data 2011を基に作成

っている。1999年や2006年のデータと比較すると、子どもや青年では明らかに肥満比率が高まっており、深刻な問題だ。

表2 メキシコの過体重、肥満比率の推移 (単位:%)

年齢層	1999年			2006年			2012年		
	過体重	肥満	合計	過体重	肥満	合計	過体重	肥満	合計
子ども(5~11歳)	17.9	9.0	26.9	20.2	14.6	34.8	19.8	14.6	34.4
青年(12~19歳)	21.6	6.9	28.5	21.3	11.9	33.2	21.6	13.3	34.9
成人(20歳以上)	n.a.	n.a.	n.a.	39.5	30.0	69.5	38.7	32.7	71.4

(注)「過体重」はBMIが25以上、「肥満」はBMIが30以上の人口の全体に占める比率。
(出所)保健省国立公共保健研究所データを基に作成

<糖尿病の患者数で世界第6位>

肥満比率の高まりは生活習慣病の広がり招いている。国際糖尿病連合(IDF)の2012年の推計データによると、メキシコの糖尿病患者数(成人)は約1,060万人で、世界で6番目に多い(表3参照)。

有病率(人口に占める患者数)で見るとより深刻な状況が分かる。糖尿病患者数の上位10カ国のうち、メキシコの有病率は15.0%とエジプトに次いで2番目に高い。前述のENSANUTによると、2012年のメキシコの有病率は18%と推計され、より深刻な数値だ。

罹患(りかん)率(一定期間の病気の新規発生率)でも、糖尿病(2型)は10番目に罹患率が高い病気で、2010年は10万人当たり388件となっている(表4参照)。主要な疾病の過去10年間の罹患率推移をみると、衛生環境の改善により感染症は低下しているが、高血圧や糖尿病などの生活習慣病は増加傾向にある。

表3 世界の糖尿病患者数(2012年推定値)

(単位:1,000人、%)

国名	患者数	有病率	関連死者数
中国	92,285.0	9.4	1,168.2
インド	63,013.9	8.4	1,013.1
米国	24,113.0	11.0	183.6
ブラジル	13,357.8	10.3	129.2
ロシア	12,694.6	11.6	220.2
メキシコ	10,603.2	15.0	73.3
インドネシア	7,551.9	4.8	155.5
エジプト	7,548.7	15.3	84.6
日本	7,107.7	7.5	62.9
パキスタン	6,550.2	6.7	84.3
その他	126,503.0	7.0	1,627.8
全世界	371,329.1	8.29	4,802.7

(注)成人患者のみ。有病率は成人人口に占める患者数の比率。

(出所)IDF, Diabetes Atlas 2012

表4 罹患率が高い疾病(上位15位)

(単位:件/10万人、%)

病名	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2000年比
急性気道感染	29,427	28,874	24,581	22,112	22,609	26,169	△ 11.1
その他の腸内感染症	5,203	5,250	4,536	4,386	4,407	4,542	△ 12.7
尿路感染症	2,967	3,276	3,228	2,861	3,042	3,387	14.2
潰瘍、胃炎、十二指腸炎	1,284	1,414	1,366	1,709	1,767	1,763	37.3
高血圧	401	419	530	686	699	692	72.4
急性中耳炎	615	694	675	659	625	603	△ 1.8
歯肉炎、歯周病	n.a.	n.a.	350	472	481	546	-
結膜炎	n.a.	n.a.	n.a.	303	353	461	-
腸アメーバ症	1,353	1,125	792	616	499	427	△ 68.5
2型糖尿病	287	309	384	367	372	388	34.9
ぜんそく、ぜんそく症状	261	275	290	257	280	305	17.0
その他の寄生虫病	735	581	498	327	305	291	△ 60.4
性器カンジダ病	303	355	331	322	277	271	△ 10.5
サソリ刺傷による中毒	209	232	219	263	255	258	23.8
水痘	377	283	366	264	304	219	△ 41.8

(出所)保健省「疾患率年次統計」を基に作成

糖尿病による死者も増えている。国立統計地理情報院(INEGI)の死亡統計によると、2011 年に 8 万 788 人が糖尿病で亡くなっており、全死因の 13.7%と最も高い(表 5 参照)。心筋梗塞や脳梗塞など糖尿病との関連性が深いものまで含めると、糖尿病が誘引した死亡数はかなり多いことが分かる。

表5 主要な死因(15大要因)別死亡数 (単位:件、%)

死因	2001年	2003年	2005年	2007年	2009年	2011年	(単位:件、%)	
							構成比	01年比
糖尿病	49,954	59,192	67,159	70,517	77,699	80,788	13.7	61.7
急性心筋梗塞	37,150	42,397	44,996	44,675	54,730	62,325	10.6	67.8
その他の消化器系疾患	42,774	45,544	47,615	49,546	53,155	55,764	9.4	30.4
その他の呼吸器系疾患	36,790	39,670	42,841	43,185	49,420	47,408	8.0	28.9
脳梗塞	25,731	26,892	27,398	29,277	30,943	31,235	5.3	21.4
殺人・暴行	10,285	10,087	9,921	8,867	19,803	27,213	4.6	164.6
消化器の悪性腫瘍	17,883	19,158	20,073	20,452	21,431	22,091	3.7	23.5
高血圧症	10,189	11,339	12,888	14,599	18,167	18,942	3.2	85.9
交通事故	14,629	15,552	16,682	15,807	18,402	17,225	2.9	17.7
尿路疾患	11,826	11,923	13,190	13,589	15,405	16,999	2.9	43.7
泌尿生殖器の悪性腫瘍	12,969	13,700	14,128	14,688	15,235	16,220	2.7	25.1
肺循環障害、その他の心臓疾患	13,364	14,164	13,799	15,489	14,700	14,864	2.5	11.2
産前産後の疾病	18,202	17,083	16,450	15,004	14,728	14,825	2.5	△ 18.6
その他の事故、後遺症	16,727	15,790	14,796	19,040	16,432	14,817	2.5	△ 11.4
その他の異常な症状、兆候など	9,311	9,976	9,509	10,578	11,995	11,297	1.9	21.3
その他の原因	115,343	119,673	123,795	129,107	132,428	138,680	23.5	20.2
死亡数合計	443,127	472,140	495,240	514,420	564,673	590,693	100.0	33.3

(出所)INEGI「死亡統計」を基に作成

<非炭酸飲料の消費が増加>

肥満や糖尿病の広がり、国民の食生活を徐々に変えつつある。メキシコは 1 人当たりのコカ・コーラ消費量が世界第 1 位だ。コカ・コーラによると、国民 1 人当たりの 2011 年の年間コカ・コーラ消費量は 728 瓶(236 ミリリットル入り)で、2 位のチリ(460 瓶)、3 位の米国(403 瓶)を大きく上回る。

食事とともにコーラなどの炭酸飲料を飲むのがメキシコ流で、日本のように茶や水を飲むのはまだ少数派だ。また、ミネラルウォーターよりも炭酸飲料の方が安く、日持ちも良いということもあって、貧困層でも炭酸飲料の消費が多い。

しかし、含まれる糖分が多いため、炭酸飲料の消費、特に子どもの消費については問題視する意見が多く、2010 年以降、公立の小中学校の構内で炭酸飲料の販売が禁止されるなどの措置が取られている。

このような背景もあり、近年のソフトドリンク市場では炭酸飲料以外の販売が増えている。市場調査会社ユーロモニター社のデータによると、ボトル入り飲料水、果実・野菜ジュース、茶などの販売が、ソフトドリンク市場全体の伸び率を大きく上回る勢いで伸びている。一方、炭酸飲料は 5 年間で 4.8%の伸びにとどまっている(表 6 参照)。

議会では現在、炭酸飲料に生産・サービス特別税(IEPS:酒類やたばこなどの特定品目の消費に課税する間接税)を課す法案が審議されている。これに対し、メキシコ消費製品産業評議会(ConMexico)などの関連業界は、同課税により飲料消費が 26%減少し、12 万 5,000 人の雇用が失われることになることと反対している(「レフォルマ」紙 12 月 10 日)。

表6 ソフトドリンクの小売市場

(単位:100万リットル、%)

種類	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2006年比
ボトル入り飲料水	13,832.9	14,995.9	14,863.8	15,713.6	17,302.3	18,808.2	36.0
炭酸飲料	12,513.1	12,705.0	12,165.7	12,536.4	12,598.7	13,114.5	4.8
果実・野菜ジュース	1,473.3	1,556.3	1,930.3	2,068.8	2,188.4	2,323.3	57.7
スポーツ・エネルギー飲料	263.2	274.6	264.7	271.2	303.2	321.7	22.2
濃縮飲料	229.0	228.3	240.7	240.3	240.8	241.6	5.5
茶飲料(RTD)	62.1	76.5	85.7	111.7	145.2	177.9	186.5
コーヒー飲料(RTD)	12.5	13.7	24.9	26.7	25.5	25.7	105.6
合計	28,386.2	29,850.3	29,575.8	30,968.6	32,804.1	35,012.8	23.3

(注)「RTD」は「Ready To Drink」の意味で砂糖などを加えてすぐに飲めるように調整された飲料。

(出所)Euromonitor International(2012年5月)を基に作成

<代替甘味料の使用も増える>

カロリーや含有糖分についての配慮から、近年は非糖質系甘味料の販売が増加している。ステビアなど代替甘味料を販売するメトコ(Metco)のエクトル・アルバレス社長によると、砂糖の販売量は毎年0.5%程度しか増加していないが、低カロリー代替甘味料の販売は15%増加しているという(「レフォルマ」紙11月13日)。

全国製造業会議所(CANACINTRA)砂糖委員会のデータによると、代替甘味料市場の50%を占めるのは英テート&ライル(Tate & Lyle)の「スプレンド(Splenda)」で、米メリサント(Merisant)の「カンデレル(Canderel)」が7%で続く。

天然甘味料であるステビアの消費も伸びている。製糖大手のGAMは「アグロステビア」と呼ばれるプロジェクトを進めていて、コロンビアなど他国で高い収穫率を記録したステビア品種を導入し、太平洋岸のナヤリ州で大規模栽培を行う計画だ。ステビアは5年後には低カロリー甘味料市場で第3位となることが期待されている(「レフォルマ」紙11月13日)。

チョコレートや菓子を製造するメーカーも、糖分やカロリーに配慮した製品を考案している。特に、学校での砂糖菓子やスナック類の販売制限が、これらを製造するメーカーに対応を迫っている。メーカーは、技術開発部門を強化して低カロリーや低糖分の商品を開発しているほか、商品包装のサイズを小さくし、摂取カロリーや糖分を少なくするような配慮をしている。

チョコレート・菓子メーカーの米マースのブラス・マキバール・ラテンアメリカ地域本部代表は「今は250キロカロリー未満や100キロカロリー未満の商品包装を作っている。なぜなら、われわれが問題の一部だと見なされたくないからだ」と語っている(「レフォルマ」紙12月11日)。

<糖尿病関連ビジネスに着目する企業も>

肥満や糖尿病に対する人々の関心にビジネスチャンスを見出す企業もある。ウォルマート・メキシコは11月13日、系列小売店舗チェーンにおいて「糖尿病のための講習会(Jornada por la diabetes)」と名付けたキャンペーンを開始した。

ウォルマート・グループは以前からスーパーマーケット店舗で医薬品を販売しており、15社の製薬会社とタイアップしてプライベートブランドのジェネリック医薬品を含むさまざまな医薬品を販売している。今回のキャンペーンでは、同社のスーパーマーケットチェーンを通じて250種類を超える糖尿病治療薬を5~15%の割引価格で販売するとともに、糖尿病や肥満に関する講習会や書籍の紹介、一部店舗では無料の診断・検査なども実施する。

糖尿病のための医療機器の開発にメキシコで取り組む企業もある。米系ベンチャー企業アランドラ・メディカル(Alandra Medical)は、経済省と国立科学技術審議会(CONACYT)が出資する革新科学技術基金(FIT)を活用し、糖尿病を原因とする慢性的な創傷や合併症の治療、糖尿病患者の感染

症予防などに効果を発揮する電磁波を活用した医療機器を開発している。

同社は医療機器の設計と開発、臨床試験などの試験、製造販売後調査などを行う企業で、製造機能は持たない。2010 年 4 月に 36 人のエンジニア、設計者、科学者、医師が集まって設立したベンチャー企業だ。米国のカリフォルニア州に本社があるが、研究開発拠点はメキシコシティーにある。

(注)BMI (Body Mass Index) = 体重(キロ) / 身長(メートル) × 身長(メートル)。

(中畑貴雄)

経済産業省通商政策局監修

通商公示

「通商公示」の各内容はジェットロウェブサイトをご覧ください。
過去(平成 14 年度～)の公示内容の検索もできます。

「通商公示」は下記 URL からご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/notice/announcement/>

●農林水産省●

「すけそうだら」の輸入割当証明書の発給受領者について

「たら」の輸入割当証明書の発給受領者について

「こんぶ」の輸入割当証明書の発給受領者について

「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当証明書の発給受領者について

「干しするめ」の輸入割当証明書の発券

規格・基準などの事前意図公告

「規格・基準などの事前意図公告」は下記 URL からご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/notice/comment/>

(この公告は、TBT 協定第 2 条 9. 1 及び第 5 条 6. 1 に基づくものです。)

消防法施行令の一部改正等について

(PUB-NOT 12.61/24.12.21)

下記のとおり、消防法施行令の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。これに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令を改正又は制定します。ご意見のある場合には、理由書を付して文書でご提出ください。

記

1. 件名

消防法施行令の一部改正等について

2. 対象

- ・検定対象機械器具等
- ・自主表示対象機械器具等

3. 趣旨及び目的

公益法人事業仕分け(平成22年5月)において、検定事業の見直し等の判定がなされたことを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」での検討結果を受けて、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行う必要があることから、消防法施行令の一部を改正するものである。

また、上記の品目の見直しに伴い、試験方法の明確化等を図る必要があることから、各品目の技術上の規格を定める省令について、所要の改正を行うものである。

4. 施行予定日

平成26年4月1日

5. 照会先

総務省消防庁予防課規格係

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL 03-5253-5111

FAX 03-5253-7533

6. 意見提出期限

公告後60日以内

「通商弘報」の著作権はジェトロに帰属します。記事、図表の無断での転載、再配信、掲示板やイントラネットへの掲載等はお断りいたします。

「通商弘報」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、「通商弘報」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

通商弘報WEBページのご案内

<http://www.jetro.go.jp/biznews/>

通商弘報WEBページでは、
1日2回、記事を更新しています。
記事検索サービスもこちらでご利用いただけます。

※記事検索サービスのご利用には、ID、パスワードが必要になります。

日本貿易振興機構(ジェトロ) 発行

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル6階
TEL:(03)3582-5511

購読についてのお問い合わせは、
本部海外調査部 調査企画課 出版班まで
TEL:(03)3582-5184
E-mail:kouhou@jetro.go.jp